

第10回米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会

日 時 令和6年9月30日（月）

15：00～

場 所 ふれあいの里4階中会議室1・2

○佐々木係長 定刻となりましたので、ただいまから第10回米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会を開会いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。進行させていただきます米子市福祉政策課、佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の会議の成立についてでございますが、本日の出席委員は、現時点で14名でございます。米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会設置要綱第5条第3項の規定により、16名の委員のうち過半数以上の御出席をいただきましたので、本日の会議は成立したことを御報告いたします。

また、持田委員は、事前に欠席の連絡をいただいております。藤吉委員は、少し遅れて参加する旨の連絡をいただいております。

続きまして、本日の資料を確認いたします。事前送付資料としまして、第10回委員会次第、資料1、次期計画素案の冊子、少し厚い99ページのものであります。資料2、米子市まちづくりビジョンの概要版をお送りしております。また、当日配付資料としまして、参考資料、今後の委員会の開催時期及び協議内容の予定について、第10回米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会参加者名簿、そして、第11回委員会の開催日、日程調整表を配付しております。お手元にご覧いただけますでしょうか。また、本日の議題で、米子市地域“つながる”福祉プラン計画書も御覧いただく予定ですが、お手元にご覧いただけますでしょうか。

では、本日の会議の終了は16時45分頃をめどにと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、米子市福祉保健部長、塚田より御挨拶申し上げます。

○塚田部長 皆さん、こんにちは。米子市の福祉保健部長の塚田でございます。本日はお忙しい中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。皆様には、本当に日頃から本市の福祉行政に御理解と御協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

この推進委員会も、先ほどお話がありましており、本日10回目で、今年度3回目と

なります。前回は骨子案ということで、それを基に非常に活発な御意見を御議論いただきまして、貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。本日は、今後の次期計画におきまして、目標ですとか基本計画、そして、目標を達成するための具体的な取組というところも含めまして、計画の素案というものをお示しをさせていただきたいと思えます。皆様の非常に様々なお立場から、また、取組も非常に多岐にわたっておりますので、ボリュームも多いかと思えますけれども、いろいろな御意見、頂戴できますようによろしくお願ひいたします。本日は、少し長くなるかもしれませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐々木係長 それでは、これ以降の議事の進行につきましては、加川委員長にお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○加川委員長 はい、よろしくお願ひします。

では、まず最初ですけれども、会議の公開、非公開についてです。この会議については、非公開の情報に該当するものは特にありませんので、公開とさせていただいて、議事録作成する、また、ホームページで公表させていただくということでよろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。

次第のほうを御覧いただき、3の議題に入ります。まず、(1)次期計画の素案についてです。アとイと2つあります。アのほうから行きたいと思えます。

じゃあ、まず、アの計画の具体的な取組等、特に、今回4章以降ですね、皆さんに見ていただいて御意見をいただくということになると思えますので、まず説明お願ひいたします。

○佐々木係長 それでは、事務局のほうから説明をさせていただきます。議題(1)、アにつきましてですが、今回の説明の流れとしまして、まず、議題(1)、アでは、こちらの資料1の50ページから始まる第4章の次期計画における各取組について説明します。時間の関係もありますので、要点を絞って説明します。議題1、イでは、前回の推進委員会に諮った際にいただいた意見を反映したものについて、変更した部分について説明をします。

それでは、資料1の49ページを御覧ください。第3章の4、計画の体系についてですが、前回の委員会においても、こちらにつきましては報告をしていますが、前回の委員会から内容を変更した分がありますので、取組について説明をする前に、計画の体系の変更点について説明します。

基本理念につきましては、現行計画と同様です。基本目標については、前回報告しましたとおり、3つですが、掲載の順番、こちらを変えております。基本目標1と基本目標2の順番を入替え、必要なときに支援を届けられる体制づくりを基本目標1としまして、地域全体がつながり、支え合うまちづくり、こちらを基本目標2としました。こちらについては、第3章の最後、48ページに、圏域ごとの総合相談支援体制のゴールイメージ図について記載しており、支援チームによる支援体制の整備が次期計画の重点項目となるため、ゴールイメージ図の直後にレイアウトし、説明ができるように、基本目標の順番を入れ替えました。それぞれの基本目標ごとに重点項目を定め、次期計画で特に力を入れて推進していく取組を掲げました。また、現行計画において、適切で利用しやすい福祉サービスの提供の基本計画については、分野横断的な支援・一体的な福祉サービスの提供、こちらの基本計画に統合して、取組内容が各課の個別計画に記載すべき内容や各課での市民対応向上の取組として実施すべき内容、そういった取組のものにつきましては除外いたしました。また、基本目標3にボランティア体制の充実を追加しました。基本計画の数としては、1つ減って1つ増えたので、17のままです。

それでは、50ページを御覧ください。第4章の目標達成のための具体的な取組についてから説明いたします。第4章は、計画における17の基本計画ごとにまとめたものになっています。時間の関係もありますので、各基本目標における重点項目の説明と、新たに基本計画に追加したボランティア体制の充実について説明します。

51ページを御覧ください。現行計画の取組において、次期計画の基本計画の取組に関連する現状と課題について記載しています。そして、基本計画の推進に向けた役割というところで、現行計画では、市の役割、市社協の役割という項目、こちらはございませんが、次期計画では責任を持って基本計画を推進するために、51ページのように、具体的に市の役割と市社協の役割を明記することにしました。

重点項目の1つ目、支援チームによる支援体制の整備についてですが、現状と課題として、令和4年4月に開設した総合相談支援センター「えしこに」について相談支援体制を整備することができたこと、今後の方向性を定めることができたという現状に対して、関係各課でチームを編成し、全市的な総合相談支援体制を目指すに当たり、関係機関とのこれまで以上の連携が課題として上がっています。

この課題の解決のために、52ページを御覧ください。3つの取組を市関係課及び市社協で実施します。総合相談支援体制の充実のために、チーム支援を充実させる取組と、市

社協の地域福祉活動支援員による全市的な支援の取組、そして、地域課題の解決のために、政策展開を協議する役割を持たせた地域福祉庁内検討会議の開催をするというものを実施します。

続きまして、67ページを御覧ください。基本目標2の重点項目である社会的孤立の防止についてです。「えしこに」に寄せられる複雑化した福祉課題の背景には社会的孤立があり、それを防ぐ必要があります。2つ目の重点項目として、課題を抱えていても自ら発信できない方、身寄りがなく親族と疎遠になっており相談相手がいない方など、地域で孤立している方に対する支援の取組を実施します。

68ページですが、相談窓口は、現行計画と同様に掲載しております。取組では、自死に対する知識の啓発や相談窓口の周知徹底、身寄りのない方へのサポートの推進、そして、現行計画では掲載していない、罪を犯した人の更生支援の取組などを実施していきます。

続きまして、84ページを御覧ください。基本目標3の重点項目である福祉意識の啓発・福祉教育の推進です。地域共生社会の実現には、様々な研修を通して、地域住民や活動団体、児童生徒などを対象に啓発を行っていく必要があります。また、福祉分野への理解を早期から進めるために、様々なテーマで福祉教育を推進していくことが必要です。

85ページには、今後実施していく研修会の内容や、各種学校と連携して実施していく福祉教育の取組を記載しています。

次に、新しく基本計画として掲げるボランティア体制の充実についてです。90ページを御覧ください。ボランティアに関する取組については、現行計画でも様々な基本計画の取組として実施してきましたが、次期計画では、それらの取組をまとめ、ボランティア活動の促進からボランティアセンターの体制強化まで、広くボランティアに関する取組に力を入れていきます。

基本計画は17掲げており、各基本目標における重点項目と新規の説明をいたしました。合計78の取組を、次期計画では市と市社協で協働して実施していきます。

続きまして、92ページを御覧ください。ここからは、本計画に統合した重層的支援体制整備事業実施計画の内容となります。地域共生社会の実現のためには、属性を問わない様々な福祉課題を抱えた方を支援していくために、重層的支援体制を整備していく必要があります。3章で示したゴールイメージ図のような体制を整え、今後、支援に向かっていきます。ここでは、重層的支援体制整備事業の中で実施する各種事業について述べています。5つの事業があり、1つ目、包括的相談支援事業、2つ目、参加支援事業、3つ目、

地域づくり事業、4つ目、多機関協働事業、そして最後、5つ目、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業です。それぞれの事業の詳細については、そちらに記載のとおりです。そちらの内容については、令和7年度実施予定の内容を記載しています。それぞれの事業については、年度ごとに変更していくことも考えておりますが、必要に応じて内容の変更を実施します。

最後に、第5章ですが、計画の推進に向けての体制を載せています。各取組について、市と市社協が協力して進捗管理を実施していきます。また、計画を進める中で明らかとなった地域課題については、解決に向けて地域福祉庁内検討会議や社会福祉審議会にて協議し、政策案の検討や事業化の検討を進めていきます。

そして最後、99ページでは、計画の管理体制について載せています。毎年、推進委員会を実施し、計画の内容について協議して、必要に応じて見直しを実施していきます。

議題（1）のアにつきまして、事務局からの説明は以上です。

○加川委員長 ありがとうございます。

今年は、計画策定なんですけれども、今、御説明で、1から17の柱に沿って計画をつくりますけどいかがでしょうかということだったと思います。委員の皆様から、それぞれ気になったところ、どこからでも構いませんので、御意見、御質問いただければと思います。いかがでしょうか。

○深田委員 ボランティア協議会会長の深田です。せっかくボランティアっていうところがあつたので、言わせていただきます。

91ページの78番、ボランティアセンターの体制強化っていうところの一番上のポツのところに、ボランティアセンターに正規職員を配置してボランティアコーディネート機能を高め、様々なニーズを持った相談に対応できるようにしますというふうに書いてあるんですが、今年の3月で、20年間勤められた方が、その方は、正規職員じゃなくて20年間臨時だったんですけど、その方と去年一生懸命ボランティア協議会のために働いてくれてた人と、2人辞められまして、えっ、何で、一生懸命やってくれてたのについていうのと、私は知らなかったんですけど、その人が20年間も正規の職員でなかった。漏れ聞くところによると、市役所の職員さんって、大分正規じゃない人が多いわよっていうのは聞いたんですが、こういう項目を上げながら、そのような実態があつたということはどういうことなんでしょうか。せっかく慣れてよくしてくれる人だったのに、今年のはてんてこ舞いしてます、辞められて。

○森本課長 失礼します。社会福祉協議会の森本です。ボランティアセンターの体制についてということです。深田委員言われるように、昨年までボランティアセンターでは、2人の嘱託職員を配置して業務をしておりました。センター開所当初から嘱託職員の体制でさせてもらうことが多かったんですけども、今回、ここの計画のところで正規職員を配置していきたいということを上げております。やはりボランティアセンターは、これから特に福祉の視点を持って、専門的な知見も持って業務に当たっていく必要があるというふうに考えております。そういった中で、やはり、社協としましては正規職員を配置して、そういった専門的なボランティアコーディネートだとかセンターの運営に取り組んでいきたいというふうに考えているところでして、そういった意味で、これまでは配置できていなかったんですけども、これから配置して、より一層センターの充実というところを進めていきたいという思いでここに書かせていただいております。よろしくお願いいたします。

○加川委員長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

○廣江委員 私から、内容について3点あります。お願いベースのものが多いんですが、1つ目が66ページの32番の住宅確保要配慮者の居住の安定の確保というところになります。こちらは、令和6年5月30日に住宅セーフティネット法が改正されております。その中でも、市町村に居住支援協議会を設置することが努力義務化されています。ぜひ設置していただきたいと思います。居住の問題で、住宅確保要配慮者と書いてありますが、こういった方々、間違いなく今後増えていくことが予想されますので、以前、この会議でもお話ししたことがあると思いますが、独り暮らしの高齢の方もどんどん増えることが全国的にも見込まれております。ぜひ、こちら取り組んでいただきたい。この法律の施行は来年の秋を見込まれておりますので、それまでに、設立・運営の手引きが今年度中に改訂版が公開される予定というふうに伺っております。そういったものを参考にしながら、来年度中にぜひ居住支援協議会を設置していただきたい。こちらをお願いしたい。できれば、ここに書き込んでいただきたいというのが1点目のお願いです。

それから、68ページ、自死に対する知識の普及啓発・ゲートキーパーの養成というふうに書いてあります。社会的孤立の防止ということで、67ページのほうにも、現状と課題のところ、自死に対する知識の普及啓発を進め、と、自死を防止する取組を行っていくと書いてありますが、昨年まで、守り、支え合ういのちチームが自死の対応に当たると

いうことを書いてあった、現計画ですね。そちらについてなくなっているということで、その辺りが非常に心配しているところです。自死の問題は、非常に、私も精神保健福祉士ですので興味深く、支援が必要だと思っておりますし、防止のための取組が何より大事だと思っています。このゲートキーパーの養成、育成も非常に重要なんですが、私は、この33番、ぜひ、厚労省が今100万人養成すると言っている心のサポーターの養成に、ぜひここにも記載をして取り組んでいただきたい。鳥取県が心のサポーター養成の研修の要望を市町村に諮ったところ、一つの市町村も手を挙げなかったそうです、今年度。今年度やりたいところないですかと県が聞いたそうですが、一市町村もなかったと。県のほうの担当者がおっしゃってました。ぜひ手を挙げていただいて、国のほうが、まだ講師の派遣等、補助体制を考えているということも伺ってますので、県を通じて取り組んでいただきたい。全国的には、米子市よりも小さな市町村でも取り組んでいるところがありますので、ぜひ、そこにも取り組んでいただきたいということと、支え合ういのちチームのところを、どこが担うのかというようなところも含めて、体制が脆弱になるわけではないと思うんですが、そのところをどういうふうに考えてらっしゃるのかをお聞きしたいということ。

それから、3点目は、77ページです。52番、毎度毎度、私、福祉避難所のことを触れさせていただいておりますが、福祉避難所の設置に向けてのお願いです。前々回でしたか、福祉避難所の目標値、設置の目標値はあるんでしょうかという質問をさせていただきました。それはないというお答えでした。取りあえず、少し増やせばいいということではなく、市が設置していくことを推進するわけですから、当然、何人の方が利用を見込まれていて、それについて何人分の福祉避難所が必要なので、それに向けて設置を増やしていくというふうな立てつけが当たり前だと私は思うんですが、どうも、そういう目標値もなく設置するというだけの計画では、ちょっとお粗末な気がしております。米子市のほうでは、個別避難計画の策定が進んでおりまして、来年度中には、全ての対象の方に計画策定を終えるという予定になっていると思います。その個別避難計画を立てていく中で、この福祉避難所への避難が適当であろうと思われる方も、多分抽出されていらっしゃるんじゃないかと思うんですが、その辺りも含めて必要数について算出をして、それに向けた福祉避難所の数、そして、目標値をつくって取り組んでいただくということをぜひお願いしたいと思っております。

私からは3点です。

○潮課長補佐 住宅政策課の潮と申します。先ほど、廣江委員からの御質問の1点目、6

6 ページでございます。32 番の、米子市が居住支援協議会を設置していただきたいということで、それと、ここの中に明記ということでございました。

先ほど、委員おっしゃられたとおり、住宅セーフティネット法が改正されて、市町村による居住支援協議会の設置が努力義務ということは了解しております。総合的、包括的な居住支援体制の整備を図るための協議会設置についての検討ということは、必要だと考えておりますので、そこについては、また今後の、令和7年度でございましたか、その施行に向けての検討はしていきたいとは考えております。この表記につきましては、また事務局側との相談になるかと思えます。住宅政策課からは以上でございます。

○金川課長補佐 失礼します。健康対策課の金川といいます。今、68 ページの自死に対する知識の普及啓発・ゲートキーパーの養成のところでは御意見をいただいたんですけども、確かに、現計画では相談を受けた場合、守り、支え合ういのちチームで支援しますという記入があるのがなくなっているというところで、もちろん、これは支援しないという意味ではなくて、51 ページにあります、日常生活圏域ごとのチームを編成して、全市的な総合相談支援体制に当たっていきますというところで、その自死の問題も、このチームで支援に当たっていくというつもりで、今回、ここからは、守り、支え合ういのちチームというのを削除したような形になるんですけども、実際、書き方として、相談を受けた場合にチームで対応しますというのがここから抜けてはいるので、そちらを内容に入れていく必要があるのかなというふうに、今思ったところです。

あと、心のサポーター養成についても、確かに今回、手を挙げていないというところがあるので、また検討させていただけたらなというふうに思います。以上です。

○田中課長 防災安全課、田中と申します。福祉避難所の数を設定をしてというような考えと、前回もお話を聞かせていただきました。現在、そうした形での避難所の拡充というのは行っていないというふうな、前回お伝えをさせていただいたとおりでございます。防災の立場のほうから申し上げますと、災害をどういったものを想定していくかということによって、大きく状況が異なります。非常に大きな災害であれば、もしかしたら、本市だけでは賄い切れないということも想定できます。その場合は、市内への福祉避難所の開設というよりも、迅速な広域避難ということを検討しなければならない。広域避難となりますと、鳥取県とも連携をして取組をしていかないといけませんので、こちらについては、やはり、防災マターのほうで整理はしていかないといけないかなということがございます。ただ、一方で、被害が比較的限定的な、例えば土砂災害でありますとか、小規模な浸水被

害という場合には、迅速に福祉避難所に入っていただくということが肝要だというふうには考えております。数を追い求めていくということは今やってはおりませんけれども、お考えの一つとしてお受けしたいというふうに思います。

また、個別避難計画についても触れていただきました。こちらについても、まだ作成途中でございます。本市、市内全域の完了は、来年度を見込んでおります。計画が徐々にできつつあります。そうした中で、やはり、福祉避難所のほうにお世話にならないといけないという方も出てきておりますので、こちらにつきましては、福祉部局のほうとも連携をして、迅速な避難を促すように取組を進めていきたいというふうに考えております。関係機関でいろいろと情報共有しながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○加川委員長　ありがとうございます。

ほか、皆様、いかがでしょうか。

○井上委員　93ページ。ここに、実施体制、地域包括支援センターの枠の中の支援対象者って書いてあるけど、92ページを見ると、一番下のほうに書いてある、属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止めるというのは、確かに重層の目標だったと思うんですね、分野を問わず。ところが、重層の担い手である、例えば地域包括にしても、こども相談にしても、例えば障がい者にしても、要するに、「えしこに」は、全ての市民を対象にしているのに、地域包括は、主に65歳以上の高齢者でしょう。それで子どもは、18歳未満の子ども及びその家族、障がい者のほうは障がいのある人及びその家族等で、でも、やっぱり目標としては、本当に重層やるんだったら、地域包括とか、それからこども相談とか、障がい者の支援、それから、多分、社協のソーシャルワーカーの方も、全ての市民を対象にした相談ができるような目標を掲げないと重層にはならないだろうというふうに思うんですよね。特に、こういうふうに縦割りになってると困るのは、家族同士で意見が違ったときの調整、例えば、実際に経験した例では、おばあちゃんが認知症で、息子さんが精神障がいでお孫さんが不登校みたいな方だったわけですよ。そういう家族の問題って、障がい者の問題、高齢者の問題、これ、分けられない家族の問題なんですよ。そういう家族全体の環境を調整するような業務っていうのは今までなかったんですよ。重層やるんだったら、家族全体を見れるような形にしないといけないんで、少なくとも地域包括とか、それからこども相談にしても、障がい者の相談支援にしても、目標としては、全ての市民からの相談が受けれるようにするという目標を掲げてもらって、何年か先には、障がい、高

齢、子どもじゃなくて、縦割りじゃない形の相談ができるようにする、それをせめて目標には掲げてほしいと思うんです。

というのが、もう一つは、今人口減少社会っていうのが起こってまして、相談員の成り手ってどんどん減ってるわけですね、これ、ヘルパーもそうですけど。そうすると、こういうふうに縦に割っちゃうと、余計にいろんな問題に対応できなくなる。もともとの相談員そのものの数が減る中で、高齢だけの相談員とか、障がいだけの相談員とか、子どもだけの相談員をつくると、それって、大体重層の基本的な考え方とやっぱり違うと思うんですよ。今すぐは無理にしても、少なくとも、地域包括とか、要するに、「えしこに」以外のところも、全ての市民の相談を受けるという目標を掲げていただきたいなど。それに向けてやっぱり職員研修も進めていかないと、いつまでたっても、建前だけ分野横断で、実際は、もう全部縦割りになっちゃってるんで、そこを、やっぱり変えていく必要があるかなというふうに私は思います。

○松原課長補佐 御意見ありがとうございます。福祉政策課の松原と申します。

おっしゃるように、それぞれの分野の相談員が総合的に相談を受け止めるというのは、本当に、これは理想的ではあるとは思いますが、やはり、先ほどのお話の中でもありましたけれども、今、この人口減少という中で、各分野でも担い手不足といったこともございますし、それぞれの福祉制度、サービスの中での業務がある中で、なかなか総合的な相談っていうのは難しいというのは感じているところです。とはいいいましても、今、米子市が進めております断らない相談であったり、そういった分野を超えた相談をまずは受け止めると。そこで、行き詰まったときには多機関協働であったり、「えしこに」を通じて協力しながら課題解決に向けて取り組んでいくという方向で、現在は進めているところでございます。以上でございます。

○加川委員長 92ページの下の方の図のところでいくと、高齢、障がい、子育て、生活困窮、4つの、いわゆる、別に悪い意味じゃないですけど、縦割りの窓口がありますと。ただ、総合的に対応しないといけない場合に、それぞれ4分野が横につながる何か仕組みがあったほうがいいだろうと、それが見えるようにしたほうがいいんだろうというのは、井上委員さんの意見を生かすとする必要かなと思います。ただ、この図自体は、重層の法律に書かれているとおりだから、間違いはないと思いますが、この4分野をどうやって横につなぐとか、つなぐための仕組みを米子でどうするかっていうのが分かるといいですかね。それを、例えば「えしこに」に持ってきて4つつなぐのか、それとも、もう少し細か

いケース会議を持つのかとか、行政も、それぞれこの4分野の窓口をつなぐような会議体があるのかとか、そのやり方は、全国いろんなパターンがあると思います。ただ、重層は、ここに上げてるとおり、地域包括、障がい者の事業所、子ども、生活困窮窓口の4つの領域があって、これを予算を融通しながら使うようにするのが重層事業ですっていうふうにはっきり書いてあるので、この図自体は、別に間違っているわけではないんですけど。米子独自で、いわゆる、何か横串を刺すとか、プラットフォームを描くやり方って何かなっていうのは、入れとくと分かりやすいかなと思います。ここの図でいくと、「えしこに」がその役割を果たすというふうには読める、読めるというか、立てつけかなと、米子の場合だと思いますけど、その辺り、もう少し総合的に受けますというのがより分かるといいかなというのは、確かかなと思います。

ほかいかがでしょうか。

○徳岡委員 みその児童福祉会の徳岡です。先ほど、全体の説明をしていただいて、私も、ちゃんと最後まで目を通させてもらいまして、先ほど言われた78の取組ってということ、本当に丁寧にまとめられているなと思って拝見させていただきました。

その78の項目なんですけど、私もずっと見ていくと、市の役割と市社協の役割が、何か同じような、ずっと見ていくと、文章は違って担当は違うようにはなっているけど、何かダブっているというか、同じ動きなんじゃないかなと思えるようなところが私は感じられて、この資料の中では、市と市社協の取組で、取組、内容、担当と、それぞれ分けられているんですけど、例えば、一つの項目に対して、その担当のところで会議をされ、それぞれが別々で会議をされるのか、それぞれ、市と市社協は役割は違っても、目指す方向が一緒であれば、一緒に会議をされて、その目指す方向性を統一して出されるのか、そこがもう少し分かったほうが、将来の計画の中で、これを見ると、担当さんは決まってるんだけど、最終的にこの取り組んだことを市は市でまとめるのか、市社協は市社協でまとめるのか、でも、同じ方向だったら、78の取組を全部ばらばらでされるとすごい大変なんじゃないかなというふうなことを感じました。

○佐々木係長 事務局のほうから説明させていただきます。

今、市の各課と市社協と担当のところに書いてあるんですけども、やはり、目指す方向としては同じところですので、今後、毎年推進委員会で前年の取組に対して評価というのを実施していくんですけども、その中で、これまではA、B、C、Dで評価させてもらって、それで目標値を設定して、その達成度合いのところでは評価を出させていただきますし

た。各課でそれぞれ4つの課がありましたら、もちろん評価は違うことがございます。ですけれども、この一つの取組としては一つの評価を出させていただくので、その中ではどこがどうだったか、本当によかったところっていうのを評価させてもらって、総合的に判断させてもらって一つの評価で出しますので、方向性は一つですので、担当課で話し合って、市と市社協で協力して進めていくというところでございます。

○加川委員長 時間も大分来ましたが、まだおっしゃってない方。

○平林委員 平林です。私は、社会的孤立の防止の68と69ページのところで。

69ページの36に、身寄りがない方へのサポートの推進っていうのがあって、私どものセンターに、この内容に書いてあるような相談っていうのが非常に最近増えてきてるんですね。最近思うのが、やはり、この身寄り問題っていうのがどんどん増えてきているので、何かこう特化した相談窓口みたいなものがやっぱりあったほうがいいのかなというふうに思ったりもします。今現在、この担当課が、福祉政策課と長寿社会課ということで、こういった相談があったときに、そういうところにつないで、今の段階でいいものなのかっていうところも、つなげるところがあればいいなという、期待も込めてなんですけれども、今後、相談窓口っていうのを設置されるか、それとも、この内容を見ると、高齢者の支援策って書いてあるんですけど、恐らく高齢者だけでなく、障がいのある人なんかもこういう課題を持っている方がおられますし、さらに言うと、身寄りがないっていうのが、何をもってなのかというところもあって、身寄りはあるんだけど協力が得られないとか、いろんな身寄りのないパターンがあるのかなと思ってまして。

例えば、担当課としては、多分、福祉課とか障がい者支援課とかもそういったニーズが眠っているんじゃないかなと思って、そういう特化した窓口をつくるっていうのと、あるいは、そういった特化した窓口をつくらなくても、入った相談の中で身寄りに関することがあればそこで連携を取るというところであれば、担当課を、担当を増やすとか、内容として、高齢者以外のところについてもここに書いていただいてもいいのかなっていうのを思いました。

あわせて、似たようなお話なんですけど、35番の終活支援の促進のところでですけども、ここも、長寿社会課さんがエンディングノートの関係の取組をされておまして、その点が書かれていて、これも、すごく大事な取組というところだと思うんですけど、結構、身寄りの相談を受ける中で、法律相談につなげるようなことが結構増えてきてて、遺言とか、あと、死後事務の委任契約とか任意後見とか、そういった相談も、もしかしたら入ったと

きに法律相談と連携していくとか、何かそういったことも内容としてもう少し充実をされてもいいのかなというのを思いました。以上です。

○奥田委員 85ページと87ページ、若干関連したことなんですが、この中で、ナンバー68の児童生徒が身近な地域に愛着を持ちということになれば、今、米子市が、今年の4月から全校区でコミュニティ・スクールというのが始まっております。そういうところをきちっと活用しながら、やっぱり、地域ごとでいろいろ考え方も、実際やっていることも違うと思うんで、そこをきちっとわきまえた上で福祉教育もやっていく。人材発掘に関しては、コミュニティ・スクールがいろんな授業をするに当たって、その地域ごとに、そういう方に声かけをするということをやっておりますので、この項目っていうのをやっぱり入れていただかないといけないかなというふうに、つくづく思うところがあります。やっぱり人材発掘というのは、小さいときから地域の方と接することによって、その地域の愛着っていうのがすごく湧いてくると思うんで、これが将来に向かって人口減少にもつながって、地域を愛する子どもができ、大人になればまた地域に出たとしても帰ってくるような米子市ができるんじゃないかなと思うんで、やっぱりその辺りはきちんと取り組んでいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○加川委員長 ほかいかがでしょうか。

○清水委員 失礼します。68ページの35ですが、終活支援の促進と書いてあります。米子市でも、随分サロン活動が活発だと思います。私の地区でも12ほどのサロン活動がありまして、その中でエンディングノートの利用ということで、そこで活用したらどうかと思っておりますし、そのときにはノートは頂けるんですよね。

それで、本人の意思が尊重されることが、そして、反映されることっていうのが大事なことで、それを支援、実施しますということなんですが、つい最近のことで、私はちょっと困ったことがございまして、ある視覚障がい者の方が鳥大のほうに献体、体を提供して、医学のためにという献体を申し込まれたということなんですが、その方は身寄りがなくてとおっしゃって、その保証ではないですが、同意書のところに、民生委員でもよいからということが書いてあったので、地区の民生委員に署名、捺印をお願いしたいということでした。その方は、まだ高齢者、65歳にもなっていらっしゃるなくて、私と随分年が離れておりますし、同意書に署名するのはいいのですけれども、その先のことを考えるとどうしたものかなと思ったりしておりまして、そういう事情になったときのことなんですけれども、取りあえず、今は私が担当なんで署名はいたしました。もしそうなったときに

自分に関われなくて、その方がお亡くなりになったことすらも分からないということが来るのではないかと心配していることが一つあります。

それから、71ページの42番です。コロナが5類に移ってから、随分各地で運動会や公民館祭、夏祭りが活発に行われていると思います。当地区でも、大分、それぞれを盛大に行っておりましたが、具体的に市のほうから、その活動が継続するように支援しますと書いてあるんですが、今年、随分方々で行われたと思いますが、こういうことを支援しましたということはあるのでしょうか。以上です。

○加川委員長 何か例がありますか。

○礒岩副主任 社会福祉協議会の礒岩です。今年度、社会福祉協議会では、全ての地区ではないですけれども、一部の地区で行われている健康まつり等に参加させていただきまして、eスポーツの体験会だったり、フレイルチェックの活動なんかをさせていただいております。住吉地区ではそういった活動ができておりませんが、サロンなどには行かせていただく予定も入っております。以上です。

○加川委員長 社協だより等々で、予定ではあると。

あと、せっかくなので、公募委員さんどうですか。

○山下委員 公募の山下です。先ほど、奥田委員のほうから、コミュニティ・スクールの活動をもう少し入れたらどうかという案が出ておりまして、私も、そこはとても気にしておりまして、75ページの項目50番、地域の居場所づくりの推進というところで、主に公民館とか隣保館とかの活用ってところがメインになってるんですが、ここにも、例えば学校の空き教室があった場合、そこで児童や生徒と地域の方が交流できる交流室的なものをできればつくっていただけると、今後、そこでの触れ合い活動もできるのではないかっていうふうに思っています。

それから、先ほど、福祉教育のところがありましたね。68番についても、これもコミュニティ・スクールのほうである程度コーディネートしていければ、今ここに書いてある福祉教育のプログラムとか、協議会の資料だけではなくて、実際に学校の地域におられる高齢者や障がい者さんや妊婦さん、そういう方をゲストティーチャーに招いて実際にお話を聞く。そして、そこで困り感を一緒に確認して、その課題について子どもたちも一緒に考えていくっていう、解決型の福祉教育っていうプログラムがあってもいいんじゃないかなと思うので、ここについても、コミュニティ・スクールの関わりは出てくるんじゃないかと思っています。

あと、もう一つ、８７ページの７０番、人材発掘のところにも、これも、コミュニティ・スクールの関わりはとてもあるのではないかと考えています。実際に、今年、ある中学校で学校の困り感を聞いたところ、もう草がぼうぼうで間に合わない、草刈りが。何とか地域の方の力をお借りできないかという要望があったようで、コーディネーターさんが地域の方に声をかけて、草刈り、除草作業を行ったと。その様子を見ていた中学生が、すごく気持ちよく体育祭ができましたと、これも地域の方の支えがあったからですねということで、その中学生は、今度は自分たちが地域の方に恩返しをしたいと、夏祭りだとか運動会などで自分たちができることをお返ししたいんだみたいなことを語っていました。ここに書かれている、ただ要請とか協力を求めるだけじゃなくって、その学校のコミュニティ・スクールの委員さんたちの活動の中で、地域の方が出かけて行って、中学校、小学校で何かやれることがあった、それを見た子どもたちが、自分から、自分たちも参加しようってというような形の、いい感じのお互いさまができるのではないかとと思うので、この項目についてもコミュニティ・スクールの活動を入れてもらったらどうかなというふうに思います。

○加川委員長　ありがとうございます。御提案ということで承りたいと思います。

○毛利次長　コミュニティ・スクール、主に地域のほうの活動を担当している生涯学習課の立場として、教育委員会の生涯学習課の課長として、一言皆様方にお話をしておきたい点として、コミュニティ・スクール自体の成り立ちというのは、各学校で、各学校の中でいろいろな起こった問題を解決していったり、こういうふうな子どもたちへの取組が必要だというふうに、学校ごとに地域の方との話し合いをしていただく、そして、活動をしていただくという取組全般になってまいります。コミュニティ・スクールを利用した、先ほどのようなお話というのは実際に行われているところでございますけれども、例えば、それをコミュニティ・スクールでこういうふうに持っていくというような、目標というふうに掲げることはいいと思うんですけれども、コミュニティ・スクールを活用した、そういう考え方の醸成というところではいいと思うんですけれども、コミュニティ・スクールでこれをやろうとか、そういうような取組の仕方ではないことを、お話をしておきたいなというふうに思います。そういった意味を踏まえまして、ベースとして、そのコミュニティ・スクールの中でこういった事例がありますよというような紹介はしていくというふうな活動になってまいりますので、この計画の中でどう盛り込むかっていうのは、また検討はしていきたいところでございますけれども、一応、ここにいる委員の皆様とも、その共

有をしておきたいというふうに思います。コミュニティ・スクールは、あくまでも学校ごと、それぞれが自発的に考えていくものであります。そこに対していろいろな意見の提示をしていくというところがその考えになってくるというのが実際の動きですので、すみません、答えになってないですけども、先ほど、今3つの取組に対してのお話がありましたけれども、そこを総括してのお話としてお答えをさせていただきました。以上でございます。

○加川委員長　こっちの地域福祉計画は個別計画じゃないので、そこまで今日は突っ込みません。

○木村委員　言葉尻なんですけど、2月に取組の評価指標を作成されていかれるんだと思うんですけど、例えば、どれがどれっていう話ではないんですけど、68ページ、69ページ見たときに、例えば、さっきのゲートキーパーの話であれば、養成研修を実施します、教育を実施しますということで、例えば、評価項目つくられる際に、何回実施したとか、どれくらいの理解度があつたとかっていうことでつくりやすいんだろなというふうに思うんですけど、例えば、身寄りがない方のサポートの推進のところで、検討を進めます、それから衛生的に暮らせる環境づくりの促進で仕組みを検討しますっていう言葉になっていて、どのように取組の評価項目つくられるのかなというのが、はてなだったんです。例えば、検討を進めますで終わらせるのではなくて、検討して実施案を作成しますとか、何かしらの、全部見てるわけではないんですけども、文末を少し工夫していただいたほうが、2月に取組の評価指標をつくられる際に、何か明確になりやすいのかなというふうに思いました。感想ですけど、以上です。

○佐々木係長　木村委員、ありがとうございました。

先ほどのお話で、評価指標のところなんですけども、現行計画の中でも、評価指標が定まっているものと、あと、おっしゃられたような、検討を進めるといった取組内容につきましては、評価項目がないところもございます。次期計画におきましては、今、評価項目がないところをできるだけ評価項目をつけるようにして、目標値しっかりするというところを、一つ目標に置いております。ですので、今指摘いただきました、言葉尻の部分もそうですけども、今後の目標値、指標につきましても、一緒に御検討いただけたらと思いますので、御意見ありがとうございました。

○加川委員長　あと、もう1つ、2つぐらい、取りあえず、この時間ではお受けできると思います。

○深田委員 先ほどの52番の福祉避難所の件で廣江さんがいろいろお話ししてくださったんですが、私、勉強不足で、実際に米子市に福祉避難所が幾つあって、本当に人が、漏れ聞くとところによると、養和会ともみの木さんっていうのは聞いてるんですが、入れるのは5人ぐらいって言われて、そんなの福祉避難所って言っていいのっていう、それは、ごめんなさい、私の感じですけど、ほかに幾つあるんですか、福祉避難所は。つくります、つくりますって言いながら、人が入れないような指定をしてもらっても困りますし、それから、実は、相談受けたんです。御主人が車椅子、子どもさんが3人、子どもさんも奥さんも元気なんです、取りあえず、加茂公民館に訓練で逃げたとしたら、御主人だけ福祉避難所に行ってくださいって言われたら、私は困るんです。そこで、その家族全体が福祉避難所に行ったら、人数多くなるから帰ってくれって言われても困るんです、私の家族はどうしたらいいんでしょうって相談を受けまして、そういうことも生じることがあるのと、福祉避難所の具体的な、本当に収容できるところを考えておられているのかどうか、確認したくて、ごめんなさい、勉強不足で。本当はいっぱいあるよって言われたらとってもうれしいんですけど、すみません。

○久保担当課長補佐 今、福祉避難所のほうですけれども、17か所設置できるように協定を結んでいるところでございます。その各避難所について、何人収容っていうのは、具体的にはまだ定めてないところでございますが、17か所は開けられるような体制はつくっております。以上です。

○田中課長 防災安全課から。避難の考え方についてでございます。福祉避難所、福祉的配慮が必要な方に避難していただくんですが、先ほど御相談のお話がありました、その方が言っておられるっていうのが、避難の通常考え方です。まずは、一時避難所と呼ばれる避難所のほうに行っていただいた上で、何かしらの配慮が必要で、福祉避難所に行っていただかないといけない方がおられるという場合は、市のほうで調整をした上で福祉避難所に、先ほど17か所とありましたが、協定を結んでおられる施設さんと調整を行った上で移動していただく。その際には、当然、当事者だけではなくて、御家族の方もということにはなりますが、受入れをしていただくところ、基本的には協定に基づいて受入れをしていただくんですが、当然、災害時でございますので、その災害によって協定先の施設のほうで受け入れられる人数っていうのが変わってまいります。被害がないところであれば、想定の数だけ入れていただくということも可能かもしれませんが、一方で、被災をされた、もしくは、利用者さんを先に収容するといったような様々な動きが考えられますので、

実態といたしましては、災害時にその場で調整を図った上で受入れを行うということになっております。事前に、福祉避難所に行きたいという方全部が収められるような器を準備すべきではないかという議論、これは、防災の分野でも何回も出てまいりますが、それだけのキャパが、本市の施設もそうですが、ないところもあると思います。先ほども、廣江委員のお答えの中でもお話しましたが、本市が大災害に見舞われた場合は、市内において福祉避難所で全てカバーするではなくて、広域避難ということ、そこへの迅速な輸送をどうするかということに軸足を置いて災害対応を行っていくということになろうかと思えます。一般論になりますけど、以上です。

○廣江委員 今の御説明でも、さっきもありましたが、広域避難ということであれば、その避難先の指定とか協定などは、もう考えられていらっしゃるのでしょうか。

○田中課長 広域避難につきましては、災害時においては、鳥取県のほうで調整を行っていただくことになりますので、本市が市外のどこかの施設と直接何かを結んでいるということはありません。

○廣江委員 大規模な場合はそうだというお話なんですけど、先ほども、もう少し規模の小さいもので、限定的なものというのもお話がありました。深田さんがおっしゃった御不安も当然だと思いますし、うちも福祉避難所に指定されておりますので、5名ということで、実際はもう少し受け入れるつもりでいますが、御家族の方も一緒に避難されたいというのは当然のことですし、障がいの分野だけに限って言えば、身体障がいのある方を受けられる福祉避難所は、ワークホームさんが想定されていると思うんですが、その障がいの種別によっても、受け入れられるところ、受け入れられないところもありますので、その辺も含めて、もう少し福祉避難所を増やす上で、私が何度も申し上げますが、どういう方がどのぐらいの人数いらっしゃるのかということはやっぱ把握していかないと、増やすにも、増やし方も変わってくるだろうっていうふうには考えます。ただ、県立の養護学校さんとか皆生養護学校さんも福祉避難所になってますので、そことどのような方を災害時にお引き受けいただけるのかということも含めて検討を進めていく必要があろうかと思えます。一定程度、キャパは、あそこはありますので、だから、もう少し言いますと、私は、米子市に以前から、市長にも申し上げましたが、皆生温泉をバリアフリー化を進めて、旅館を福祉避難所にしていただくということを推進していただきたいということを、会議の場でも申し上げますし、市長にも直接申し上げました。県のほうにもお話を持っていますので、県の各担当課の方とも話を今年度は持っているんですが、ぜひ、そのよ

うなことも含めて、既に避難所としての協定は米子市は結んでいるんですが、福祉避難所というわけではないので。そうすると、先ほど言われた家族での避難というのかなり現実的に可能になってくる部分もありますので、ぜひ検討していただきたいし、進めていただきたいし、私も、そのために力を、汗を流したいなと思っておりますので、ぜひ一緒に検討していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○加川委員長 それでは、一旦、時間にもなりましたので、アのところは、ここまでにしたいと思います。

次、イの前の協議内容ですけど、修正案についてですね。時間もあるので、委員さんの御意見でこう修正しましたというところを御説明いただいて、ひょっとしたら間違いの数字に変えてますとか、そういうのは流してもらったと思います。

○谷口主任 それでは、議題（１）のイの修正案について説明させていただきます。福祉政策課の谷口です。よろしくお願いいたします。委員長さんのほうから今言われましたように、時間も限られてますので、特に重要な修正ポイントを説明させていただきますと、まず、１３ページを御覧ください。

各福祉分野の方向性として、（１）、（２）、（３）とありますけれども、ここの（３）番、子ども・子育ての３行目、前は、児童養護施設と記載しておりましたけれども、前の委員さんの指摘を受けまして、児童福祉施設という表記に変更しております。

それと、前の協議内容で１章から３章までの部分で、今回修正を入れたところは赤字にしておりますので、かまったところは一応分かるようにしてあります。

それから、２５ページの各種調査結果。総合相談支援センター「えしこに」のアンケート調査結果ですけれども、すみません、①の市民向けの回答数が誤っておりました。この回答数を４３８件というふうに記載しておりましたけれども、ここは３４８件が正しい数字でした。前回配付しました参考資料１、こちら、こんな参考資料を配付させていただいているんですけれども、こちら、中の集計結果は、正しい３４８件でグラフ等を作成しているんですけれども、この表紙の回答数の数字が同じく誤っておりましたので、訂正してお詫びを申し上げます。

関連してなんですけれども、この２５ページ中ほどの（１）番、「えしこに」を利用したことがあると回答した方の２つ目の点、満足度調査では、利用したことがある方の約６４％が満足もしくはやや満足でしたと記載しておりますけれども、前は、このパーセントのところを８９％と記載しておりました。今回の満足度調査は、「えしこに」を利用し

たことがある方に、利用したことで課題が解決したかどうかを尋ねておりまして、課題が解決した、利用したことがあり、かつ課題が解決した方の満足度が89%でした。課題が解決した以外を選択した方の満足度は54%であり、利用者全体の満足度は64%が正しい数字でしたので、すみません、こちらでも訂正をさせていただきました。

それから、少し飛びまして、42ページから43ページです。ここは、括弧のところが赤字になっていると思いますけれども、前半の説明の中で、今回、体系図のところで、基本目標の1番と2番を入れ替えましたという説明をさせていただきましたので、この文章は、記載内容はかまっていないんですけれども、1番と2番という位置を入れ替えさせていただいたというところと、それから、44ページから46ページにかけて、青い矢印のような見出しがありまして、前回は、この青い矢印の中にゴールイメージ①、②、③というふうに3つ記載しておりましたが、この1から3を実施していくことで48ページのゴールイメージ図につながっていくものですので、これらの見出しは、ゴールイメージに向かう体制の整備手段ということで、目標を達成するために①、②、③という表現に変えております。

最後に、48ページです。圏域ごとの総合相談支援体制のゴールイメージ図ですけれども、言い回しや表現方法を整理した部分もありますが、この図の中の主な変更点について、前回の委員会で御指摘いただきました多機関協働による支援体制の統括はどこがするののかというところ、それから、人材育成はどこがするののかというところ、この2点につきまして、今回、総合相談支援センター「えしこに」の役割として記載しております。「えしこに」の緑の四角の中の役割として、点が3つありまして、前回は1つ目の点、重層的支援会議のことは記載をしておりませんでしたけれども、支援チームを中心とした相談業務に従事する職員の人材育成と、多機関協働による支援体制の統括、この両方の機能を「えしこに」の役割として今回位置づけています。

それから、48ページの中ほどの縦書きのオレンジの長方形に、多機関協働による支援体制という縦のテキストボックスがあるんですけれども、そのすぐ右に、青い四角で、様々な社会資源とあります。前回は、様々な専門機関や組織という表現でしたけれども、今回、様々な社会資源という表現に変えさせていただいたのと、その社会資源の中に、隣保館を追加しております。隣保館が地域福祉の拠点として地域に密着した様々な活動をされており、福祉活動に重なる点も多いことから、今回追記をさせていただきました。

簡単ではございますけれども、主な変更箇所と内容について説明をさせていただきます

た。以上です。

○加川委員長 ありがとうございます。皆様から何かありますでしょうか。

よければ、議題は以上なんです。4のその他があるのですが、今回はその他以説明があるということで。その他の件、お願いします。

○久保担当課長補佐 加川委員長、ありがとうございました。この後については、福祉政策課の久保が進行させていただきます。

その他の項目の米子市まちづくりビジョン改定についてです。本日は、担当課である総合政策課が、改定中の米子市まちづくりビジョンについて本委員会の皆様に御意見いただきたいとのことで、内容説明がございます。

総合政策課担当者の方、よろしくお願いします。

○松本課長補佐 失礼いたします。米子市総合政策課の松本と申します。本日は、貴重な時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

今、米子市におきましては、お手元に配付しておりますこちらの冊子、概要版になるんですけれども、米子市まちづくりビジョンというものを作成しまして、米子市のまちづくりの大きな方向性を定め、まちづくりを推進しているというような状況でございます。こちらは、計画期間が今年度で終了することから、今年度につきまして、今改定作業を進めているというような状況でございます。

まちづくりビジョンに関しましては、はぐっていただきますと、真ん中に書いてあるとおり、「住んで楽しいまち よなご」というものを将来像に掲げまして、7つの柱、交通基盤の充実と人が集うまちづくり、市民が主役・共生のまちづくり、教育・子育てのまちづくり、歴史と文化に根差したまちづくり、スポーツ健康まちづくり、災害に強いまちづくりといった、大きな7つの柱を持ってまちづくりを進めているところでございます。本日の会議におきましては、この2番のところ、市民が主役・共生のまちづくりのところに様々な取組を掲げ、まちづくりのほうを推進させていただいているというところでございます。

本会議におかれまして出てきた意見としましては、例えば、一番最初に出ましたボランティアセンターのお話を頂戴いたしました。いわゆる人材確保、今後、人口減少が進む中であらゆる分野になるんですけれども、人材不足が今後非常に課題となってくるというところがございますので、このようなことをまちづくりビジョンのほうには記載していきたいというふうに考えております。そのほかにも、例えば、要配慮者の住宅のお話ですとか

自死対策のお話、いわゆる、今人口減少が進む中で、世帯が、非常に単独世帯化が進んでおりまして、そういった背景からこのような問題が生じているのではないかというふうに推察しておりまして、今後5年間のまちづくりビジョン、計画になるんですけれども、こういった孤立、孤独対策というところも非常に重要なテーマになってくるのではないかなというふうに考えております。

また、人口減少に関連して、例えば、縦割りのお話をいただきました。様々な分野が今それぞれ縦割りで相談を受けているというような御指摘の中で、人が減っていく中では、それぞれ、その分野ごとではなくて、分野横断で対応していく必要があるのではないかなという御指摘だったかと思います。そういったところ、今「えしこに」のほう、米子市でも設立いたしまして、体制をどんどんこれから整えていきたいというようなところにつきましても、ビジョンのほうで掲げて方向性を示していきたいというふうに考えているところでございます。

また、地域のお話もありまして、例えば、地域の愛着の醸成だったり、空き教室を活用した活動であったり、例えば人材の発掘であったりですとか、コミュニティ・スクールの在り方、活用について、いろいろ御期待する意見もいただいたところでございます。まだまだ始まったばかりの取組ではございますが、今後、そういった取組も進めていきたいというふうには考えておりますので、ビジョンのほうも掲げていきたいというふうに考えているところでございます。

といったようなところの、本日いただいた御議論の中では、先ほども説明いたしましたようなところを、今後、まちづくりビジョンの方針として加えながら、また、計画策定のほうを進めていきたいというふうに考えております。これ以外のところでも、ぜひ、こういったようなところを強化してほしいとか、そういった御意見があれば、突然のことではございますが、本日でなくても、今後、パブリックコメントですとか、直接、例えば総合政策課に言っていただく、また、それぞれの分野の担当課、そういったところに御相談していただければ、総合政策課のほうに吸い上げていくようなことはしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

説明、簡単ではございますが、以上でございます。

○久保担当課長補佐 説明は終わりました。

今、この件について、何か御質問や御意見をいただけるようなことはございますでしょうか。

○奥田委員 災害に強いまちづくりとあるんですが、この中で一番米子市で危惧されるのは、日野川の堤防がどれぐらいの想定雨量で造られているのか。やっぱり、そこをきちっと皆さん理解していないと、先ほど福祉避難所どうこうって言われたんですが、全てがほぼほぼ浸水区域に入ってるんじゃないかと。皆生温泉等も言われるんですが、これ、地震のときには、津波の関係もあるんで避難できないとか、そういうところもきちっと考えておられるかっていうところが、何を基に、基準に全て計画を立てていかないと、災害というのは多岐にわたるわけですから、そこをきちっと押さえていかないと安心して暮らせる米子市ではないというふうに思いますので、その辺りを示していただけたらと思いますが。

○田中課長 失礼いたします。防災安全課の田中です。今、日野川のお話でしたので、具体のお話をさせていただきます。

日野川は一級河川で国土交通省の所管となりますので、本市が直接的に治水等を行っているわけではないんですが、基準を示せというお話でございましたので、一つの参考値としてお伝えをいたします。

平成30年度に米子市・日吉津村洪水ハザードマップ、各戸に配付をさせていただきました。各御家庭でもお持ちかとは思いますが、こちらの表紙のほうに、想定雨量、これだけ降った場合どこが浸水するのかというのが示してあります。こちらによりますと、日野川・法勝寺川、日野川流域の48時間総雨量519ミリという想定において浸水した場合、このぐらいの、今一部掲げているだけですが、ハザードマップの浸水区域、これぐらいが想定されますよ、その深さというのは見開いていただいた中に書いてありますというつくりでございます。先ほど奥田委員さんも言われましたけれども、災害に対しどうやって備えるのかということについて言えば、一つはハード整備というのはもちろんございますが、もう一つは、やはり、災害のことをまず知っていただくということ。そして、避難について知っていただく。先ほどから、避難について議論が交わされておりますが、避難というのは、難を避けることでありますので、避難所に行くことではありません。必要に応じて避難所は開設もしますし、そこを避難先としていただくことは何ら問題はありませんけれども、実際に災害が起きそうな場合に、自分にとって本当にリスクがある災害かどうかを判断していただくということも必要ですし、それを受けていわゆる避難所に逃げたほうがいいのか、逃げずに家にいたほうが安全なのかと、こういったことについて意識を高めていただく、防災について知見を深めていただくということがソフト面では重要だと思っておりますので、引き続き、防災安全課、地域振興課、ともに地域防災のほうを

担っておりますので、様々な講座等で周知啓発図っていきたいと思います。

なお、洪水ハザードマップ、もし、おうちのほうでどこやったかいなという場合は、本庁もしくは公民館のほうで配付のほうも継続しておりますし、ホームページのほうでも掲載しておりますので、いま一度、この機会に御確認をいただけたらと思います。以上です。

○久保担当課長補佐　ほかよろしいでしょうか。

○木村委員　失礼します。私、障がい者分野でも成人分野のほうの事業をやっているのですが、もし不勉強な意見だったら御指摘いただきたいんですけど、教育・子育てのまちづくりの部分で、子どもの特性や発達に合わせた適切で切れ目ない支援というところがあるんですけど、基本的に、3歳児健診で診断確定される方もいれば、そうとも限らない方もいて、様子を見ましょうというふうな状態になる方って多数いらっしゃると思います。米子市の場合は、5歳児健診を推進されていて、そこで確定をされるという方もいらっしゃると思うんですけど、お母さん方の話を聞いていると、3歳児健診で様子を見ましょうっていうふうに言われたときに、結局、診断確定をされているという状態であれば、児童発達支援であったり障がい児の福祉サービスを利用することも可能で、療育をするっていうことも可能なんですけれども、結局、宙に浮いちゃって、何をその期間どうしたらいいのかっていうことで、すごく悩まれる方がいらっしゃるんですね。既にもうそういった施策されているっていうことであれば全然問題がないんですけど、その部分の、何かお母さん方のコミュニティーであったりとか、診断が確定されていなかったとしても療育が受けられますよだったりとか、何か、そういった取組って米子市のほうではされているのか、もしもされていないんだったらつくっていただきたいなという思いがあって、質問させていただいたんですけど。

○山川課長補佐　こども相談課の山川です。先ほど、3歳児健診とか5歳児健診のお話がありました。確かに、健診でいろいろ発達に不安がある方というところについては、当然診察の上で、最終的には紹介状書いて、というところも対応しております。ただ、いわゆるグレーゾーンといいますか、ちょっとどうかなというところにつきましては、適宜相談体制とか、そういった連携を図りながら対応しております。あと、5歳児健診については、全の方を対象としてまずアンケートをして、5歳児健診につきましては、法定検査ではないんですけども、皆さんのほうにそういった発達のこととか、そういったアンケートをしてスクリーニングして、不安のある方、そういった方については相談を希望される方には相談を受けたりとか、そういったような対応をさせていただいております。で

きただけフォローできるような、場合によっては、保育園のほうとか、そういったところと連携をしながら対応を今進めているところでございます。ですので、いろいろ不安のある方については、そういった対応をいつでも相談しやすいような形で今対応をするようにしておりますが、これを、さらに充実していかないといけないというふうには思っております。

○久保担当課長補佐 ほかはよろしいでしょうか。

○加川委員長 ごめんなさい、私がシナリオ読み落として、私は議題までが司会だったんですけど、最後、青木先生にまとめのコメントをいただこうと思ってたんですけど、次のところに入ってしまって。いいですか。

○青木委員 こんにちは、青木です、すみません。2つ話をさせていただきます。

1つは、67ページの社会的孤立の防止というところですね。いろいろ御意見ありましたが、防止するというか、もちろん防止するための取組ということでいいんですが、社会孤立になるような方々って、例えば「えしこに」に本当に相談に行けるんだらうかっていうところがあります。相談窓口に行けるんだらうかっていうところで、そういった方々をどう発見するのかなっていうところが、何か、いまいち見えてこないっていうか、地域の見守りネットワークを充実させてその支援につなげるというふうに書いてはあるんですけども、市社協の役割のところですよ。それが、地域の見守りネットワークを充実させていくことで、じゃあ発見できるというふうなことが進められるっていうことが、どっかに書いてあるのかなというところ、そこまでは書いてないんで、どうなのかなというところも少し心配でした。

97ページのところに、アウトリーチの事業が書いてあって、ここで必要な支援が届いてない人にアウトリーチをしていくっていうことなんですが、ここでは、必要に応じて民間事業者等に委託して実施しますっていうことなんで、まだまだ、どう皆米子市さんが描いておられるかっていうのは、見えにくいってところがあって、これは、私は今倉吉でやってますけども、倉吉でもやっぱりどうしたものかね、どう網を張っていくかっていうところで、何か方策ないかなという検討の途中なので、もし、米子市さんで、こんなことをやっていこうと思っていますということがあったら、いろいろ教えていただきたいなというようなことが一つありました。

もう一つは、これ、計画全体、一つは行政計画ですので、行政がすべきこと、取り組んでいくことっていうことでいいですし、もう一方では、活動計画で、社協の計画というこ

とで、民間の計画ということなんですよ。両方を併せ持っているということなんですが、市民の皆さんなり民間の事業者の皆さんがこれを読んだときに、自分事として、じゃあ地域福祉に取り組もうって思えるかどうかというところですよ。その表現的には、やっぱり期待することっていう表現になってるということは、まだまだ市民の皆さんであるとか、民間事業者の皆さんなんかが、私たちのこととしてこれに取り組もうというところまでは行けてないっていうところもあるのかなと思ったりして、もうこれは計画策定がずっと進んでいるわけなので、これはこれで行くことにはなるとは思います、やはり、自分たちの地域のこととかを行政任せというだけでは、少し物足りないとかということ、市民の皆さん自身が自分の地域でどうしていきたいとか、そういったところを自分たちが発信していけるような、そういう部分が、この活動計画のほうにもう少し盛り込んでいければいいのかなというふうに思ってますので、これも、さらに次の計画かなと思うんですけれども、その辺が少し気になったというところです。これで答えを出せというのではないので、こういうことも意見としてあるということ、知っておいていただければと思います。以上です。

○加川委員長 最後に先生が言われた期待することについては、私も、この前の打合せのときに申しあげましたが、何かもう少しいい表現がないかなとかっていうのがあって。ペンディングとか、宿題にさせてください。いいような気もするんですけど、何か私も引っかかっているんです。じゃあ、また皆さんで考えるということで、今日はそれぐらいにしたいと思います。以上です。

○久保担当課長補佐 青木先生、ありがとうございます。加川先生、ありがとうございます。

それでは、まちづくりビジョンのほうについては、また御意見のほうは、いつも出欠確認をさせていただいてます福祉政策課の課メールのほうでも御意見承りたいと思いますので、そちらのほうに届けていただきましたら総合政策課のほうにお届けいたしますので、よろしくお願いいたします。

そうしましたら、最後になりますが、事務局から連絡事項がありますので、谷口さん、お願いします。

○谷口主任 失礼します。そうしますと、事務局のほうから連絡事項ですけれども、机上配付をさせていただいております参考資料を、まず御覧いただければと思います。

1枚物の右上に参考資料とありますA4サイズのものですけれども、こちらに、今後の

本委員会の開催時期や内容についての予定を記載しております。本日、第10回委員会後は、10月の中旬に開催される社会福祉審議会にて、様々な立場の有識者の方々に次期計画（案）の内容を審議していただく予定としております。そこで頂戴した意見も踏まえまして、次回の第11回推進委員会を11月中旬に開催します。ここでは、ほぼ次期計画の完成形を提示させていただくような形になるかなと思います。12月中旬には、米子市議会の民生教育委員会で報告しまして、12月下旬頃から1か月間、パブリックコメントを実施する予定です。その後、第12回委員会を2月に開催しまして、ここで次期計画の最終案と、各取組の評価指標の案を審議していただきまして、次期計画の完成となる予定です。いよいよ次期計画改定も大詰めとなってきましたので、今後のスケジュールを、この場をお借りして説明させていただきました。

そこで1点、事務局からお願いなんですけれども、本日、机上に次回の第11回委員会の日程調整表という、こちらもA4の紙ですけれども、配らせていただいております。こちらは、できればこの場で御記入いただきまして、机に置いてお帰りいただくか、事務局の職員にお渡しいただければというふうに思っております。今、スケジュールが分からないということで、この場での御記入が難しい方は、できるだけ早急に事務局まで、お電話とかメールで御予定を教えていただければというふうに思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

その他、事務局からの説明は以上です。

○久保担当課長補佐　ほか、連絡事項等ある方はいらっしゃいますでしょうか。

○井上委員　今、資料にパブリックコメントっていうのがあって、パブリックコメントって、パソコンか何かが使える人じゃないと出せないんですかね。僕、これ、いつも見とって、高齢者の方って、何か合わないんじゃないかなと。だから、そのパブリックコメント以外は、何かもう少し、ふだんインターネットとかそういうのを使わない人の意見を集約できるような何かは考えていただきたいなと。多分、パブリックコメントって、逆に言うと、結構限られた人しか出せないんじゃないかなと。私自身も結構いい年なんですけれども、あんまり新しい手法で言われても、どうしていいか分かんないところもあり、そこら辺のところ、今後検討していただけたらと思ったんで、よろしくお願いします。

○久保担当課長補佐　パブリックコメントについては、インターネットだけではなくて、市報等にも募集を出しますので、高齢の方から若い方まで、意見をいただくような準備はしております。

ほかによろしいでしょうか。

事務局のほうもよろしいですか。

それでは、本日の委員会は、これをもちまして終了したいと思います。委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席いただき、また、長時間にわたり御審議いただきありがとうございます。ありがとうございました。